

住民 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(125)

◆平成 27 年 10 月から 11 月にかけて一人ひとりに 12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

①通知カードについて

通知カードは、みなさまの住民票の住所に簡易書留で届きます。通知カードはあなたのマイナンバー（個人番号）を通知するものなので、受け取られた通知カードは大切に保管してください。

なお、10月5日以降に住民票の異動手続（転入・転居）をされた方は、通知カードの記載内容の確認をお願いします。記載内容が違う場合は、通知カードの記載内容の変更が必要ですので、お手数ですが役場住民環境課までご持参ください。

また、通知カードは、簡易書留で郵送されるため、不在で受領できていない方は郵便局で一週間ほど保管した後、役場に返還され3ヶ月間保管しておりますので身分証明書等をご持参のうえ、受け取りにお越しくください。



②個人番号カードの申請について（希望者のみで強制ではありません）

マイナンバーの通知カードとともに、『個人番号カード交付申請書』が同封されています。

表面は氏名や住所等が印刷されていますので、裏面に顔写真（サイズ：縦 4.5 cm × 横 3.5 cm）を貼り付けて、署名または捺印されましたら返信用封筒にて郵送していただければ申請完了です。

後日（平成 28 年 1 月以降）、役場から『個人番号カード』の交付準備ができた旨の通知書を送付しますので役場住民環境課へ来庁いただき、本人確認のうえ交付いたします。

③『通知カード』及び『個人番号カード』の交付手数料

『通知カード』及び『個人番号カード』の交付手数料は、**最初は無料で交付**されますが、焼失・紛失等により再交付の申請をされる場合は、再交付手数料が必要となります。

カードの種類	手数料
通知カード	500 円
個人番号カード	800 円

④住基カードをお持ちの方へ

平成 28 年 1 月から個人番号カードが発行されることに伴い、住基カードの発行は平成 27 年 12 月で終了します。

ただし、現在住基カードをお持ちの方は、住基カードの有効期限内であれば平成 28 年 1 月以降でも利用することができます。

なお、住基カードをお持ちの方で、個人番号カードの交付申請を希望される場合は、個人番号カードの交付時に返却していただきます。

《不審な電話やメール等に注意しましょう》

☆マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメール、訪問には応じないようにしてください。

●不審な電話などを受けたら →消費者ホットライン ☎188（いやや！）

●マイナンバー制度のご相談 →内閣府マイナンバー専用コールセンター ☎0570-20-0178
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178